

渋川市商店街街路灯電気料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、安全で快適な商店街づくりの推進を目的として、商店街街路灯の設置及び維持管理をする商業団体等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 商業団体等 定款、規約等の規定を有しており、商業者等で組織された地域的なまとまりのある団体をいう。

(2) 商店街街路灯 防犯灯、交通安全に効果を上げる街路灯及び商店街区にある街路灯をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

項 目	内 容
補助対象事業	安全で快適な商店街づくりの推進を目的として、共同で商店街街路灯を設置し、及び維持管理する事業
補助対象者	次に掲げる要件を全て満たす商業団体等とする。 (1) 10人以上の会員で組織されていること。 (2) 原則として、共同で10基以上の商店街街路灯を設置し、及び維持管理していること。

補助対象経費	商店街街路灯の電気料
補助金の額	1基当たり2,000円(年間)